



令和8年5月28日（木）食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会(第8回)

「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」策定後 の進捗状況等について

消費者庁消費者教育推進課
食品ロス削減推進室長
田中 誠

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するには、レストラン・ホテル等の外食産業における食品ロスの主たる原因である顧客の食べ残しについて、その持ち帰りを促進することが有効な方策。しかしながら、**食べ残しの持ち帰りについて合意することについての法的責任関係が不明瞭**である上、持ち帰りに伴う**法的・衛生的な責任を高いハードルとして感じる事業者**が相当数いることが課題。
- そこで、法律面・衛生面でのリスクの低減を図ることで、**事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう**、事業者が**民事上又は食品衛生上留意すべき事項**及び**消費者に求められる行動**について整理し、2024年12月にガイドラインを策定（消費者庁・厚生労働省）。

2. 基本的な考え方

食品ロス削減のためには、**まずは消費者が食べることが重要**であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法。その際には、**事業者が消費者に一定の注意事項の説明等**を行うとともに、**消費者も自己責任の下**に持ち帰りをを行うことで、**事業者及び消費者双方の協力と理解のもと**、本ガイドラインを参考に**持ち帰りの取組を促進**し、双方の持ち帰りに対する**意識の変化や行動変容を期待**。※一般食堂等、業として食事の調理・販売を行う者における持ち帰りを対象。

3. 事業者が民事上又は衛生上留意すべき事項

【民事の観点】

- 顧客が食べ残したものを**持ち帰るには飲食店との合意が必要**。
- ・（合意内容として）飲食店による衛生面に関する**一定の注意事項（右のひな形）**を説明することなどは、**法的リスクの低減**につながる。
- ・合意内容の明確化等の点で利用規約の整備も有効。

【食品衛生の観点】

持ち帰りに適する食品は**十分に加熱**されていること等をもとに事業者が判断すること、**清潔な容器等**を提供することなど。

4. 消費者に求められる行動

- ・食中毒リスク等について理解の上、**持ち帰る際やその後の食品管理の責任は基本的に消費者**にあることを十分に認識し、**飲食店等からの説明事項を適切に遵守**。具体的には食品衛生の観点からは、**温度が高いところに放置しないこと、速やかに喫食すること、異臭等を感じた場合は喫食しないこと**など。
- ・**事業者の取組に対する積極的な評価**。

参考チラシ

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～の周知状況について

令和6年12月25日に、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインが策定されて以降、安心して食べ残し持ち帰りを促進することができるよう、事業者と消費者の双方に対し周知を実施。

1. 業界団体等と連携した周知の実施

モッテコ

R7.7.1 ～食べ残しをなくそう！～ 食品ロス削減「mottECO FESTA2025」

mottECO 普及コンソーシアム主催の食品ロス削減の啓発イベント。企業、団体、省庁等が集まり、講演会、ブース展示等を実施。消費者庁は食べ残し持ち帰り促進ガイドラインに関する講演を実施。

2. キャパシティビルディング事業（R7年度予算事業）の実施

R7.9.9 事業者向け食べ残し持ち帰り促進ガイドラインに関する研修会

飲食業界等の事業者の方々を対象に、本ガイドラインの趣旨・内容を説明し、さらに、事業者の方々に取組事例の紹介をしていただいた。

R7.10.20 消費者向け食べ残し持ち帰り促進ガイドラインに関する研修会

飲食店等を利用される消費者の方々を対象に、本ガイドラインの趣旨・内容を説明。

3. 政府広報を通じた周知の実施

R8.1.11 「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」テーマ：食べきり・食べ残し持ち帰り促進

年始の新年会の時期に合わせて、食べきりの重要性と食べ残し持ち帰りについての周知を実施。食べきりが大前提であることと食べきりのための取組を紹介した上で、食べきれなかった場合の食べ残し持ち帰りの際に注意する事項などを説明。

自治体向け周知について

消 教 推 第 4 2 号
健 生 食 監 発 0127 第 3 号
令 和 7 年 1 月 2 7 日

各都道府県・指定都市 食品ロス削減に関する窓口担当部（局）長 殿
各都道府県・指定都市 消費者行政主幹部（局）長 殿
各都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部（局）長 殿
各都道府県 環境部（局）長 殿

消費者庁 消費者教育推進課長
厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課長
（公 印 省 略）

「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」の周知について

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）が策定され、関係機関等において様々な取組が行われているところです。

令和5年12月22日に開催された食品ロス削減推進会議において、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」がとりまとめられ、食べ残し持ち帰りに対する外食事業者及び消費者双方の意識の変化や行動変容につながるように、外食時の食べ残し持ち帰りの取扱いに関する施策を推進することとされました。

今般、消費者庁及び厚生労働省の連名で、令和6年12月25日に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」を策定しましたので、都道府県等におかれましては、別添1及び2を御確認の上、同ガイドラインの趣旨を御理解いただき、消費者及び食品関係事業者に対して、貴管下市区町村に広く御案内いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

【別添1】「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」（概要）
【別添2】「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」

【関連ウェブサイト】

[食品ロスの削減の推進に関する法律等 1 消費者庁](#)

【問い合わせ先】

○全体及び民事上の留意事項について

消費者庁 消費者教育推進課

食品ロス削減法制検討室

担当：杉浦、田代

電話：03-3507-9261（直通）

メールアドレス：ppr-foodloss@caa.go.jp

○衛生上の留意事項について

厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課

担当：高橋、後藤

電話：03-3595-2337（直通）

参考：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms2_01_250610_04.pdf

その他の周知について

各種機関誌等への寄稿

食品ロスサポーターへの周知 等 2